答 弁 第 三 二 号

内閣衆質一九八第三二号

平成三十一年二月十九日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員松原仁君提出皇居敷地に米軍機が墜落した場合の日米地位協定の適用に関する質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出皇居敷地に米軍機が墜落した場合の日米地位協定の適用に関する質問に対す

る答弁書

一及び二について

いが、政府としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及 お尋ねの「日米地位協定の適用を除外する旨合意している」の意味するところが必ずしも明らかではな

び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

(昭和三十五年条約第七号)、日本国とアメ

軍隊の地位に関する協定についての合意された議事録 (昭和三十五年外務省告示第五十二号)及び関連す リカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国

る日米合同委員会合意に従って、日米間で協力し、 個別の事案に応じて適切に対応することとなる。